

平成 2 1 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成21年6月25日
- ・ 開 会 平成21年6月25日
- ・ 閉 会 平成21年6月26日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	18番	後 藤 幸太郎
9 番	深 川 昇		

2 不応招議員は次のとおりである。

17番 厚 海 六 郎

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	農政課長
副町	長	商工観光課長
総合支所	長	建設課長
会計管理者		建設課参事
総務課	長	住民生活課長
企画課	長	保健福祉課長
財政課	長	東藻琴国民健康保険診療所事務長
住民課	長	産業振興課長
福祉課	長	建設水道課長
教育	長	総務課長補佐
社会教育課	長	学校管理課長
農業委員会事務局	長	女満別教育センター所長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、事務局次長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
暑い方は上着を脱いでよろしいです。
ただいまから平成21年第2回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、16番、森進議員及び1番、近藤哲雄議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会を開催するに当たり、去る6月19日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が2人、町長から提出されております案件が13件であります。

このほか、財団法人等からの経営状況についての報告等が予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容件数から判断いたしまして、本定例会の会期は6月25日に開会し、あす6月26日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断をいたしましたので、その結果について報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほど議会運営委員会審査報告のとおり、本日から6月26日までの2日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月26日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
片山事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は17名であります。厚海副議長から欠席の旨、届け出があります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

町広報担当者から写真撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。この時間、役場の前の温度計も30度を超えてまいりました。5月の下旬から低温が続いておりましたが、急激に温度が上がって真夏の太陽が照りつけております。農業関係などこの天気が少し長続きすればとそうに思っているところであります。急激な天候の変化で私もちょうと体調を崩しまして、のど、鼻の調子が悪くなっております。お聞き苦しい点があろうかと思っておりますけれども、ご容赦をいただきたいとそうに思います。お手元に配付しております行政報告について申し上げます。

3月26日、大空町行政改革推進委員会が開催をされております。任期が変わりました関係から会長の互選を行い、使用料基準の設定、また、減免規定などの方針についてご議論をいただいたところでございます。

4月18日には、札幌大空町東藻琴会ふるさとの集いが札幌市で開催をされました。出席をさせていただきました。40名のご参加をいただき、私からは芝桜公園の状況報告などをさせていただいたところでございます。

4月23日、北海道町村会の定期総会が札幌で開催され、出席をいたしました。町

村会の方も役員改選が行われました。会長については留任でございましたけれども、副会長以下、大幅に改選となった年度でございました。平成21年度の活動方針などを決定し、閉幕をいたしました。

翌4月24日、大空町水田農業推進協議会でございます。国の制度の動向を説明いたしまして、平成21年度の転作に係る面積配分の正式確定を行ったところでございます。将来におけるわが町の水田のあり方を今後検討していこうではないかということでご決定をいただきました。

5月7日、網走支庁管内町村会臨時総会が網走市で開催をされ、役員改選などが行われました。私は総務文教厚生委員会の委員長というところを仰せつかっております。平成21年度の活動方針などについて決定をさせていただいたところでございます。

5月21日、北見市におきましてオホーツク地域づくり連携会議が開催をされました。この会議は各市町村長、経済界の代表の方々、さらには北海道網走支庁、網走開発建設部などの方々が集いまして、今回は環境と観光という切り口から網走支庁管内の課題、今後の方針など、どのようにしていったらいいのかという情報交換を行ったところでございます。同日この会議が終了いたしました後に、網走支庁管内総合開発期成会の定期総会が行われました。平成20年度の事業報告、決算、さらには平成21年度の計画予算などを決定し、役員改選を行ったところでございます。

6月3日、女満別地域審議会が開催をされました。この中では空港の対策、また、女満別小学校の改築の問題、さらには学校の適正規模、保育環境、また、町が受けております権限移譲の関係、さらには新しい町となって町の宣言を行ってはどうかというようなご意見やご提言をいただいたところでございます。

翌6月4日には、東藻琴地域の審議会を開催してございます。こちらのほうにおきましては、企業支援の状況、生ごみの分別回収がスタートした関係でのご意見、芝桜公園の今後の整備のあり方、農業振興センターの活用問題、さらには地域商店街の活性化、地域の医療、健診、そういった問題の改善方法、さらには芝桜公園の温浴施設等につきましてご意見をいただきました。

6月6日は、第30回札幌地区女満別会総会が札幌市で開催をされ、出席をいたしました。今年は30回の節目ということで、例年よりも若干人数が増え出席者が58名を数えました。私からは、女満別小学校の改築などについて状況を説明させていただきました。

6月10日でありますけれども、議長とともに出席をさせていただきましたのが、ボッシュ株式会社女満別テクニカルセンターテストコース拡張事業記者発表でございます。この席には、ボッシュ側からヒラー常務などが出席をされ、今回、私どもの町で拡張工事を行うその事業概要について、説明を記者の方々におこなったところでございます。経済不況とさらには自動車産業は世界的な不振という中での昨今の発表ということで、地元としても歓迎を申し上げたいというようなことを私から記者の皆さんにもお話しをさせていただいたところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 おはようございます。合併により大空町となって4年目となり、住民活動、行政においても、大空方式の確立のために他方面にもわたり鋭意努力と工夫がなされ、徐々に形ができつつある現在ですが、まだまだ多くの面で課題もあるのが現実でないかと思われます。私も議会に席を置く者の一人として、住民行政の間に立ち、任期も10ヵ月を切ったところではありますが、少しでもまちづくりに寄与できるよう努力していきたいと考えているところです。通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、農地行政について農業委員会にお伺いいたします。今月17日、国会において改正農地法が成立いたしました。農地の所有者から利用者に重点をシフトすることによって、農業の担い手を確保し、農地の効率的な利用促進を図るのが1点。農地の確保という観点から転用について規制が強化された、この2点が大きく変わったことだと理解しております。大空町においては、所有者と利用者が同じ場合が多いですが、現状においては耕作者が確実に高齢化しており、後継を含めた新規就農者が追いつかず、農家戸数は確実に減少しております。ただ耕作放棄には至らず、規模拡大を含めた農地の引き受け手が存在していることは救いであると思うところです。しかしながら、一昨年導入された品目横断的経営安定対策、現水田農業所得安定対策により、農業所得の減少という実態があり、この制度のもと、農業の先行きに不安を感じずることも現実の問題としてあることも事実であると思われます。このような中で、今回の法改正により、今後、農業委員会が重要な役割を担うことになるということが考えられます。1つとして、新たな面的修正の一つとして、農業経営基盤強化法による地権者の代理として農地を転貸できる、これが1点。またこれには、JA担い手協議会なども含まれておりますが、農業委員会のかかわりは大きなものになるでしょう。また、農地権利者に適正かつ効率的な利用の責務が加わる点について、農業委員会としての適切な指導及び制度、法律の周知が求められると考えられます。また農地を利用する者の確保及び拡大されることにより、農業委員会として地域農業との調和を阻害するおそれのある場合は、許可しないとする厳格な審査や不正利用の監視が求められております。このような点を踏まえて、町内の農地行政について、地権者、利用者双方に法律の周知徹底を図り、これまでの農業委員会の業務より法律の運用が一層厳格かつ適正さを求められることになることから、貸し手、場合によっては売り手、買い手等農業者に不満、不信感、不公平感を与えることなく、本町の基幹産業である農業の発展向上のためご尽力いただきたいと考えているところです。農業委員会会長としてのお考えをお伺いいたします。

大きな項目2つ目。平成21年度大空町教育経営計画書、大空の教育についてということが冊子として発表されました。この点について4点についてお伺いいたします。大空町総合計画に基づき、平成27年度まで7年間の教育の方針として先日配付され

ました。一つとして、家庭地域と学校の連携について、現在幼稚園から道立を含めた高校まで9校ありますが、通学区域が広域になったため、学校行事への参加頻度が減少しているように見受けられます。従来の行事、例えば参観日、運動会、学芸会に加え、新たに何か工夫が必要になってきているのではないかと考えるところですが、この点について伺いいたします。

2つ目、近年、核家族化が進み、異世代交流の場が家庭及び地域ともなくなってきているのではないかと考えております。社会生活におけるしきたりや礼儀、また伝承遊び等々いろいろな面で相乗効果が期待できるのではないかと考えているところですがいかがでしょうか。女満別高校では、ボランティア活動で地域に出向いていろいろな活動に取り組んでいるということもありますが、まだまだ工夫の余地があると思われるのでお考えをお伺いいたします。

3点目、学校教育における児童、生徒の指導の中に、子供の権利と責任を明確にし個々の自覚を促す取り組みを取り入れてはどうかと考えるところです。昨今、よく耳にする言葉に、指示待ち人間という言葉があります。指示されたことのみするけれども、そのほかのことには派生していかないというような部分だと思いますが、これは学校、家庭、地域の連携の中で、児童生徒の指導の中で環境及び体制に何らかの欠落が生じているのではないかと考えます。子供たちは自己開発能力、健全な価値観の確立、また学校、家庭、地域の中でどんな役割を担うべきかを自覚できるよう環境を整える反面、それらを阻害する障害を排除する大人の役割を確立する取り組みが必要ではないかと考えるところです。子供の権利と責任、大人の義務について実践に向けての方策を示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

4点目ですが、この8年の長期にわたる計画書について、実施と検証のあり方、進め方をどのように考えておられるのかお伺いします。

それから、大項目の3点目であります。女満別の市街地に高齢者等の居場所づくりについて、町内の空き家、空き店舗等を利用した井戸端会議、かつての古い言葉になりますが、目的もなしに何となくいろんな会話ができる場所、情報交換ができる場所、そういったものに何とか配慮、お手伝いをいただけないかとそういう内容であります。出入り自由の地域のたまり場的な利用空間を設置してはということで考えております。公共施設などでは、利用目的、利用人数等々申請が必要であります。使い勝手に不便さを感じているところですので、この点について伺いをいたします。

以上申し上げて1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 川井農業委員会会長。

◇農業委員会会長 坂本議員からのご質問でありますけれども、このたびの農地法の改正、またこれからの基盤法といいますか、あっせんについてだとかそっちのほうも関連があるかと思うので、それに答えたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

このたびの農地法の一部改正は、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の見直し等により、その確保を図るとともに農地の貸借についての規制の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等により、その有効利用を

促進することを目的として、6月17日に参議院で可決成立されたところであります。この改正には、農地の確保と利用促進の方策を初め、相続農地対策など、農業委員会系統組織が積み上げた政策提案と意見が多く反映されておりますが、企業等の農業参入の拡大や農業生産法人への出資制限の緩和等については、農業、農村現場に根強くある不安や懸念を払拭する必要があります。改正法では、認定農業者等の担い手の育成、確保や地域の秩序ある農地利用の取り組みに支障を来たさないこと、不耕作や転貸しを目的とする農地の利用権の取得を防止すること、株式会社、一般の農地所有権取得を認めないことを基本に、懸念払拭のための措置が講じられております。運用に当たっては、現場での不安や混乱を招くことのないように、きめ細かな実効のある万全の措置が重要であります。また今回の改正により、農業委員会の役割と責任が質、量ともに増大することから、農業委員会組織の体制整備と、適正かつ円滑な業務執行のための国の予算措置の拡充が必要不可欠であります。大空町農業委員会は、農地制度における農業委員会の役割の重要性と責任の重さを深く受けとめ、運用の透明性と公平性、公正の確保に努め、関係機関と連携を密に図り、農地の確保と有効利用に向けた取り組みを強化してまいり所存であります。

現在の農地あっせんは、農業経営基盤強化促進法に基づいて行っております。基盤強化法は、農業者に対する農用地の利用の集積及びこれら農業者の経営管理の合理化、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを目的としています。農業委員会では、農業経営基盤強化促進法第13条に基づく、大空町農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続規程を設定し、農地あっせんを行っているところです。農業委員会統合前から、5名程度の地区担当委員によるあっせんを行っていましたが、具体的には、2月から農業委員全員の申し合わせにより、大空町を5地区に分け、それぞれ5名の地区担当委員による農地あっせん委員会を設置しています。過去には、周囲の人が知らないうちに農地の使用者が決まっていたことがありましたが、現在は、地区担当委員で周知範囲を決め、全戸にファクス等で申し出の連絡を行っています。希望者が多数の場合、農地の面積、形状等により希望者全員に農地が当たらない状況も出てきますが、その都度、受け手の決定についての説明を行い、一定の理解を得ているところです。受け手の決定の判断としては、農地の集積と経営面積の底上げを原則としてあっせんを進めております。今後も国の政策等の方向転換がない限り、この考え方で進めてまいりますのでご理解いただきたいと思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 坂本議員のご質問にお答えをしたいと思います。まず1点目の家庭、地域との連携の具体的な方策等にかかわってということでございますが、現在、家庭と地域との連携を図る事業として、大きく5つの事業を教育委員会として展開しております。1つ目は、家庭教育支援基盤形成事業でございます。これは文部科学省の委託を受けて進めている事業であります。2つ目として、子育て機能強化推進事業でございます。3つ目として、家庭教育相談事業、4つ目として、子育て支援ネッ

トワーク充実事業、この4つを主に家庭と地域の連携を結ぶということで取り組んでおりますが、これらについては、いずれも合併以来、今年で4年目を迎える事業として進めております。その結果ですね、学校、PTA、地域などとの連携も非常によく取れてきてまして、一定の成果を上げ、年々充実した取り組みを展開しているところであります。これに加えて、昨年から家庭の教育力の向上を図るということで、身近な人々に応援をいただいて子育てサポート等にかかわる家庭教育支援チームというものも新たに創設をいたしまして、そこに集う人々によって、情報や学習機会の提供、相談体制の充実などですね、家庭と地域を結びながら、きめ細かく家庭教育支援をしていくという体制を整えているところでございます。先ほどご指摘もございましたが、これらにかかわってさらに充実していくよう、今後また取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

2つ目の異世代交流、コミュニケーションの場づくり等環境の整備ということについてであります。これについては、これまでの定例会の中でかかわって何回かご説明を申し上げた記憶がございますが、1つ目としてファームスクール。これは山下町長が女満別町時代に立ち上げたものでございますが、それが1つ目でございます。それから2つ目としてカボチャの栽培事業。3つ目として放課後子どもプラン推進事業。4つ目としまして子ども会活動。5つ目としまして学校支援地域本部事業、それからその他ことぶき大学による高齢者の皆様方の連携事業というものを展開してございます。簡単にそれらの内容についてご説明申し上げますと、ファームスクールは、ご承知のように苗を植えて成育を観察し、稲刈りをしてその刈り取ったもち米でもちつき大会をそれぞれの子供たち学校でやるということでございます。当初は女満別、豊住小学校の児童だけだったのですが、昨年から東藻琴小学校の子供たちもこれに加わりましてですね、全町3つの小学校の子供たちがこれにかかわるようになってございます。このもちつき、あるいは現地における農業の指導等については、地域の方々、PTAの方々のご支援、ご協力をいただいて取り組んでございます。2つ目のカボチャ栽培ですが、これは種を植えて、そして収穫をしてということでございます。さらにはその収穫をしたものを販売をしたり、あるいはそれを用いてですね、札幌の著名な調理師による料理教室を開いたり、あるいは学校給食にその収穫したカボチャを提供申し上げているという、食育にかかわる事業として展開しているものでございますが、これも当初はですね、豊住小学校の5、6年生、女満別小学校の6年生が取り組んでいたのですが、昨年度から東藻琴小学校の6年生も入って、全小学校の高学年の子供たちが農場で、種を植え、成育を調べ、収穫をし、販売をし、そして料理教室あるいは給食に提供するというような、そういう地域の方々のご指導、連携の中で展開している事業でございます。3つ目の放課後子どもプラン推進事業ですが、これは福祉部局との連携を図りながら、すでに女満別町時代、東藻琴村時代からも含めてですね、平成16年から長く取り組んでいる事業でございますが、女満別地区では、めちやいんど館、東藻琴地区では、昨年度から東藻琴小学校を会場にして、異年齢によるいろんな遊び、スポーツ活動等、そこに地域の指導者や、あるいは安全管理員としておいでをいただいている方々を含めてですね、広く異世代の交流の場として充実した展開をしているところで

ございます。子ども会の活動ですが、子供たちの数が減少している中でありますが、それぞれ子ども七夕まつりだとか、子ども合宿だとか、子ども会のミニ運動会などですね、それぞれ地域の特性及び全町的ななかかわりの中で展開をしていますが、それについても地域の方々、保護者等ですね、さまざまな形で協力をいただいているところでございます。それから5つ目の学校支援地域本部事業でございますが、去年の後半から立ち上げをしまして、去年は教育委員会の事務方がそれを担っていましたが、この4月からは、専門のコーディネーターを配置をいたしまして、学校で計画をしておりますさまざまな体験活動にコーディネーターが企画調整をして、地域のそうした活動にご支援をいただける方々の体制づくりをして、学校の教育環境の充実に資している取り組みでございます。これは、さまざまななかかわり方を通して、異世代の方々との交流あるいはコミュニケーションが高まっていくということで、今後非常に総合的な環境整備という点から、期待ができるものというように思っております。最後に、ことぶき大学の皆様方による交流ですが、小学校の4年生や幼稚園の園児との交流を毎年実施をしております。さらにそのほか、図書館の皆様方による読み語り等の図書館活動の場を通して、異世代の交流、コミュニケーションが展開されているところでございます。

3番目の学校教育における児童、生徒の権利、義務を明確化してはどうかというご質問でございます。議員が今おっしゃられましたように、子供たちの権利、義務にかかわりましては、大きくは日本国憲法の中で、基本的人権、自由と権利、個人の尊重、生存権、学習する権利などがうたわれておりますし、戦後制定されました児童憲章及び日本が平成6年に批准をいたしました児童の権利に関する条約等の中で包括的にうたわれているところであります。学校教育の中では、ご承知のように学習や生活場面において、特にこの自他の人権や立場の尊重、それからルールやマナーを守ることについては、学習の場面、生活の場面において日常的に指導しているところでございますが、特に道德教育の中において、この子供たちの権利、義務にかかわる内容が、それぞれ小学校1年生から中学校3年生まで発達段階に応じて、内容が組み立てられておりまして、体系的な学習をする機会を得ているところでございます。その中でも権利、義務にかかわった項目を申し上げますと、自由と規律、自他の生命や立場の尊重、公德心、決まりの遵守、自他の権利と義務というようなこと。あるいは社会奉仕、自他の敬愛といったような内容がですね、小学校1年生から中学校3年生まで9ヵ年にわたって体系的に学習するように整備されているところでございます。それから町全体としてですが、大空町青少年問題協議会で平成19年度から大空町子育て10箇条というのを制定して、広報等で広く町民の方々にも周知しているところでございます。その中では、あいさつとか、自分の考えや意見をきちんと言おうとか、規則正しい生活とか、早寝早起き朝ごはん、いじめの防止、社会や学校のルールの遵守、あるいはボランティア活動に参加しようなどですね、大空町ならではのこうした取り組みを展開しているところでございまして、先立って網走教育局で会議がありまして行きましたらですね、教育局の入り口のところの廊下にうちの町で作った模造紙大の大きな大空町の青少年健全育成にかかわるポスターというのですかね、掲示がされておりました、非常に評価されているん

だなどと思って帰ってきたところでございます。これらは包括的にあるいはそれぞれ部分的なかかわりの中で、議員がおっしゃる児童、生徒の権利、義務についてとらえているものでございますが、ご指摘ございましたように、これらをもう少し焦点化して、子供たちの立場にかかわってですね、わかりやすい形で何とかしていけないかなということもご指摘のとおり考えているところでございまして、少し時間をかけさせていただいてですね、これらを整理しながら焦点化を図ってまいりたいとこのように思っているところでございます。

4点目の大空町教育推進計画の実施と検証のあり方ということでございますが、この大空町の教育については、経営計画書では合併以来、出し続けてきているところでございます。今年度新たに大空町教育推進計画を冊子の中に織り込んでですね、今後7年間の向かうべき姿を具体的に示したものでございます。これをどのように実施に移し、検証していくかということでございますが、それを受けてですね、今年度特に重点を置いて取り組むべき方針というものを立ててございます。これは、平成21年度大空町教育推進方針ということで、学校教育の部分、社会教育の部分に分けて、この冊子の中にも入れ込んでございますが、そういう重点方針を立ててそれを実施に移していくと、それで学校教育にかかわっては、その内容をですね、校長会議等で学校にも周知し、今年度、こういふことで教育推進計画のこれとこれについて重点的に取り組みますよという指示をしてございます。それから社会教育にかかわっては、それを受けて社会教育推進計画というものを事務局で素案を立てまして、社会教育委員の会議に付してですね、協議をいただいて決定をして、その社会教育の事業について取り組んでいくという体制をとってございます。その計画の展開の仕方ですが、マネジメントサイクルAPDS I、目標、計画、実施、評価、改善というこのマネジメントサイクルに基づいて、それぞれの計画を展開していくわけでありましたが、これが、年度末に終わった段階で、社会教育についてはですね、その社会教育にかかわる推進方針も含めて、社会教育委員会に事務局が評価、反省したものを付してですね、こういふことで反省をしましたということで、各委員さん方のご意見をいただいて、それをもとに反省し、改善点は次の年度につないでいるとこういふ取り組みをしてございますし、学校教育については、平成21年度大空町教育推進方針の学校教育にかかわる分について、全幼稚園から高校まで、その評価を各学校にお願いをいたしまして、その評価結果を集約いたしまして、学校教育にかかわる分を教育委員会として全体的に取りまとめていると、これらの評価については、教育委員会にも付してですね、委員さん方にもこの検証や改善の方法等について、ご理解をいただいているところでございます。

以上を申し上げまして答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私からは、3点目の高齢者の方々の居場所づくり、環境の整備ということについてお答えを申し上げたいと思います。

私どもの町の中における空き店舗などの活用の事例といたしましては、女満別商

工会有あおぞらプラザ事業を以前実施をされておりました。けれども維持費や施設の水周り等の課題もありまして、現在は、ほかの店舗を活用した商店街のにぎわいづくり事業というような形で展開をされております。他の町村の例でございますけれども、隣の美幌町では、住民の方々が集えて語り合える場づくりということで、ふれあいコンビニ「ば・じ・る」というものを平成14年に立ち上げられたと聞いてございますけれども、現在は休止状態になっているという状況だそうでございます。空き店舗などを活用して高齢者の方の居場所づくりということで、過去にも空き店舗を所有されている方からそのような活用はどうだろうかというようなご提案といたしまして、相談を受けたことがございました。店舗の貸し出しについては協力するよというようなお話しでありましたけれども、やはりそこで多少なり人のかかわりというのが必要になってくるのではないかと、そのようなところをどのように確保していくかというような課題もありまして、実現には至っていない部分がございます。確かに店舗の維持管理する経費など、こういったものは私ども行政の中で、ご負担を申し上げて対応するということも可能ではないかとそのように考えております。1番の課題は、その場所でどのような高齢者の方々の楽しを提供し、その若干のお手伝いをする人材などを確保するかということではないかなと、そのように考えているところでございます。議員のご質問の中では、そういう空き店舗の活用ということのご指摘といたしまして、ご提言でありましたけれども、公共施設の使い方について、もう少し柔軟に開放するというような形での使い方はできないだろうかということについても、ご質問の後考えてみました。1つには、女満別地区にあります老人福祉センター。予算を組みまして機能改善をしていこうと、改修工事を行う予定としてございます。玄関のドアを現在のドア形式から引き戸にして使いやすくすると。また施設にきております温泉を使って足湯を設定すると。さらには、温室のところなどを植栽等にも配慮をして、癒しの空間をつくろうというような内容になってございます。こういったところをですね、申請書云々というようなことではなく、その施設のロビーというような意味合いに位置づけながら、多くの方に自由に出入りをしていただいて、ご利用いただくというような方式はできないだろうかというようなことも考えてみました。現在、管理人というような形で配置もしております関係から、可能ではないかと、そのようにも思ったところでございます。東藻琴地区につきましては、農業振興センターの活用が課題となっております。また、Aコープ店舗のすぐ前にあるというような関係から、同じような使い方ができないだろうかというような思いを持ったところでもございます。公共施設の活用、いろいろなご意見あろうかと思しますので、そういった方面やら、議員がご指摘の空き店舗、空き家、そういったところの活用とあわせて検討させていただきたいなと、そのように思っております。もう1つこういったことについての課題といたしましては、高齢者の方々の移動方法というようなことについての課題もあるのではないかと、そのように受け止めております。たまたま今は、スクールバスにおける混乗でありますとか、地域間のバスというようなことをしておりますけれども、さらにデマンド交通など実践的に取り組んでおられる地域もございます。そういったことも含めて、高齢者の移動手段さらにはその居場所と

いうものをあわせて考えて検討していきたいと、そのように思いますので、今後ともご指導いただきますようによろしく願いを申し上げます。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 まず1点目なのですが、農業委員会に関する内容に一部会長の答弁の中に含まれておりましたが、これ全国農業会議所の会長の法律成立後のコメントが新聞記事に一部載っておりましたので、ちょっと読ませて、大部分は会長の説明の中にあつたと思います。全国農業会議所の太田豊秋会長、17日改正農地法成立を受け談話を発表した。同法の施行に向けては、農業委員を初めとする関係者の意識改革に努めつつ、役割と責任を深く受け止め、新たな農地制度の周知徹底に取り組んでいくということを表明されております。施行後は改正を初めとする法令事務について、透明性の向上、公平、公正性の確保に留意して適正実施に努めるということでございます。そういったことで、先ほど会長の答弁にもありましたので、今後こういった内容を十分留意して進めていっていただきたいと思います。これについては答弁結構です。

次に教育委員会の関係なのですが、いろいろ現在行っている事業名を挙げながら、内容の説明を加えながら説明していただきましたけれども、果たして参観日ですとか、参加する人数の割合は、どの程度になっているものなのかちょっと知りたいと思います。ということは、私どももPTAのお手伝いをしたりした経験もありますが、例年決まった顔ぶれというのが多いのです。そういったことで、いろんな講演会ですとか、勉強会なんかでもよく見受けられるのですが、よく内容について熟知している人はよく参加してくれるんですけども、本当に理解をして欲しい人だとか、参加して欲しい人というのが、なかなか参加できていないというのがいろんなところで見受けられるところなのです。そういった部分について、もう少し教育委員会が策定した事業も結構なのですけれども、果たして中身についてもう少し工夫できないものか、そのように思うところです。特にPTAの関係なんかでしたら、だいたい小学校1、2年生、3、4年生ぐらいから中学校卒業するぐらいまで、だいたい同じような顔ぶれで進んでしまうというのが現実としてあると思われるので、薄くてもいいですから広く何かかわれることを学校側として仕掛けはできないものだろうかというふうに思っているものですから、その辺についてお伺いしておきたいと思います。

2番目にありました、これは異世代交流の部分なのですが、例えば女満別高校で行っておりますボランティア活動なんかでしたら、直接家庭に出向いていろいろ交流をもってありますし、実際、御萩ですとか、いろんな作業的な除雪のボランティアだとかは、非常に喜ばれておりますし、効果は実際あると思われます。そのほか花の植栽等々ボランティア団体と協力しながらやっている部分があるんですけども、やはりそのことにつきましても、今までやってきたことは無駄だと思いませんし、効果はあると思うのですけれども、今までやってきたからこれでいきましょう

ってということではなくてですね、何かその辺に目新しさを加えていけば参加者なり関心を示す、まあ子供さんでも地域の大人でも、いろんな面に出てくるのではなからうかと思います。ファームスクールなんかでしたら、決まった学年が毎年順繰りやっていくから人は変わるんですけども、逆にそうでないものも結構含まれているように思いますので、そのところを今後に向けての事として取り組んでいただければと、そのように思います。

それから3番目については、道德教育という部分で取り組んでおられるということなのですが、やはり今、国内で子供の権利ということについては、決めはあるんですけども、なかなか実行性になるとけじめがないといいますか、明確化されていない、意外と理解されていないということをおある雑誌で紹介されておりました。これが例えば、その雑誌の記事においては、韓国の一例が紹介されていたり、ドイツの青少年の教育についての権利と責任ということについての内容も紹介されておりましたけれども、もっともっと広く学校ですとか、限られた部分で取り組むのではなくて、多くの人の理解と協力というものがこれ必要になってきますので、その取り組む内容についての広報といいますか、そういったものも工夫が必要なのではないかなと考えるところなんです。何かやってるようだけどというんじゃなくて、一人でも多くの方にやってる内容を知ってもらいながら、そういった事業を進めていかれることが望ましいと思います。いろいろ広報はばたきなんかでも紹介される事例があるんですけども、その中で、重立った皆さんの関心の持たれるようなものを、1つでも結構ですからわかりやすいような形の表現をしながら、もう少し周知徹底があれば、また新たな意見、それから形というものができてくるのではなからうかと、そのように考えております。

それから4点目の実践と検証ということなのですが、その辺は常々すべての面でやっておいていかなければなりませんし、この辺についても関係者だけが知っているというのではなくて、なんらかの方法で今までこういうことをやってきてこういうことがまずかった、課題としてありますとそういったものを逆にお知らせすることによって、いろんな知恵も出されるのではなからうかと思いますので、一応お伺いをして2回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 それでは2回目のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。参観日の具体的な数字を学校から求めて集約したことはございませんが、私も公務に支障のない限り参観日に出向いておりますが、年の1番初めにやる4月の参観日ですがどの学校も100%を超えた出席率でございます。これは大変、このところですね出席率がいいということで喜んでいますが、ただしPTA総会に入っていく段階になると、ぐっとその参加者が減るという実態は、これは今までと変わっていない状況かなというふうに思っておりますが、4月は大変皆さん興味関心を持たれて出てきてくださっているというところでございます。

それから、理解していただきたい人がいろんな行事をやってもですね、なかなか

来てもらえてないということがございました。実は昨日ですね、今年教育委員会が主催して学校教育研修会というものを今年で3年目を迎えるのをやるんですが、昨日それをどうやるか、進めるかという交流会を行いました。その中でよりたくさんの保護者の方々にも、町民の方々にも参加していただけるようなことについてもいろいろ検討、協議をいたしました。中身の持ち方についても協議をしたということでございまして、これについてはですね、この後また広く広報の折り込み等でご案内を申し上げたいと思います。

それからもう1点、こないだの6月の校長会議の折に各校長先生方に指示をしたこととありますが、まさに坂本議員おっしゃられた、来られる人は関心のある人は集まれるけども、そうでない人方に学校と家庭を結ぶ情報を、例えば家庭教育の情報をどうやって提供していくかというようなことについて、今年はこのことをやって欲しいということで指示をしたのですが、大抵学校だよりは表面しか印刷をしてございません。それで字も割りに小さいよと、そういうことですね、今年は裏面を活用して重点的なポイントを置いてですね、少し大きめの字でぱっと読めるように、それを年間を通してですね、ぜひ校長先生方、努力をしてほしいという指示をいたしました。今日的な課題についてでも結構ですし、今議員がおっしゃられましたような子供のしつけ等に関わること、親のあるべき姿等にかかわってでも結構ですから、そんなことをぜひ仕掛けをしてほしいということでお願いをしたところでございます。参観日の出席率等についてはですね、各学校では全部集計していると思いますので、この後情報を集約してまいりたいと、このように思います。

それから、異世代とのかかわり、コミュニケーションの問題ですが、先ほど1つご紹介するのを忘れました。実はけさの北海道新聞にも出ていて皆さんごらんになったのではないかなと思いますが、町内の建設業協会の方々が女満別小学校の6年生を対象にもう10年近いですね、お道具箱をつくる工作とグラウンドでの測量体験をですね、長くやったださっております。これなんかもですね、実際にそれぞれの建設業に携わっているトップの方々や実際に指導してくださる方々も入ってですね、非常に子供たちの興味、関心を高める取り組みとして、評価されているところでございます。

それから、女満別高等学校のボランティアの子供たちのことについてお話しがございました。これは多分ご承知でなかったと思うのですが、小学校、中学校、高等学校で教育課程、カリキュラムを組む内容が、若干違いましてですね、それを全部が全部、小学校や中学校で高校のボランティアのように取り組めるかという、そこにはある一定の限りがあるということもございましてですね、全部の学校でそういう同じような講師でやれるということにはなりません、今、何か目新しさを加えていけばというご指摘もございましたので、また校長会議等で、ご指導いただいたことをもとに工夫をするような働きかけをしてまいりたいとこのように思っております。

3点目の権利と義務についてですが、北海道でも奈井江町が、それから札幌市が昨年の11月でしたか、子供の権利に関する条約的なものをそれぞれ制定しているということを聞いております。こうした大がかりなことにいかどうか、ここまで

は今の段階では明確に申し上げられないのですが、何らかの形でそれに近づいていくような先ほど申し上げましたような、資料の整理、取りまとめ等は、委員会としても今後取り進めてまいりたいと、このように思っています。それから、こうした内容についてですね、はばたき広報生涯学習情報誌の中でも取り上げておりますが、それらもうまく工夫をして、皆さんに理解をしていただくような形にしてまいりたいと、このように思います。

最後、検証と実践のことですが、ご指摘いただきましたように、社会教育委員あるいは学校の管理職には、先ほど申し上げましたような推進方針の評価等についてお知らせをしていますが、広くそれらについて町民の方にお知らせをするという取り組みはしてございませんでしたので、はばたき等を活用して、それらについてもこんな反省評価をしましたということをお知らせをしてみたいと、このように思っています。よろしくご理解いただきたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 いろいろ取り組み等々説明をいただきました。これについては、地域一般の大人のかかわりも多い部分ですから、それに賛同しながら協力、ご指導いただいているご父兄、地域の人々には心から感謝を申し上げたいと思いますし、敬意を表したいと思います。そういった事実をですね、1つ1つ積み上げながら、またそれに安住することなく前向きに検討を重ねていきながら進めていただきたいと思います。

それから、子供に対する権利と、逆に責任という部分につきましては、その年齢に応じた教え方というのが道徳の中でやられるのでしょうかけれども、いろんな学校生活等々の中でやはりその個人差があるところが、何といいますか授業時間が限られている、学校での生活時間が限られているということで、なかなか徹底できない課題というのは私も理解できるところなのですが、そういったことにつきましても、いろいろ先生方それから地域の方々また家庭、親御さんですね、そういった方と連携をとりながら鋭意努力工夫をしていただきたいと思います、そのように申し上げたいと思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教育長 今ご指導いただきましたように、そうした実績を積み上げながらですね、反省、改善すべき点を明確にして次の取り組みを展開してまいりたいと、このように思っています。

子供の権利と責任につきましては、今議員もおっしゃられましたように、小学校の道徳の中で、1年生から中学3年生までの内容が体系的に載っているのですが、その社会的な事象だとか、生徒指導上の問題にあわせてですね、特化した形での指導というものは時には必要だというふうに思っています。それについては、学校の中で年間道徳の時間は35時間あるわけですが、内容等は中学生あたりになりますと全

部で内容が18ぐらいしかないと、その後そしたら17時間分の内容はどうするかといいますと、その学校の実態に応じてですね、同じテーマをさらに掘り下げて授業の中でやるというような、そういう弾力的な編成なんかも許されておりますので、それらについてですね、また留意をしながら、学校等に指導をしてまいりたいとこのように思っております。そのほか個人差があるさまざまな子供たちの成長発達の実証等については、家庭それから地域との連携を先ほど前段に申し上げましたさまざまな家庭教育にかかわるですね、あるいは地域の方々の中で情報交流をしながら、さらに取り進めてまいりたいとこのように思いますので、今後ともどうかよろしくご指導いただきたいと思います。

◇議 長 坂本議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本議員の一般質問を続けます。

7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 教育行政に1点大事なところを忘れておりましたので申し上げさせていたいただきたいのですが、1つは芝桜、学び舎等々いろいろ園だよりなんかも来ておりますので非常にありがたいと思っておりますし、これはもうぜひ続けていっていただきたいと思います。

それともう1点、大空町の教育に書かれている内容全て実践できれば、もうすばらしいことにつながっていくと思うんですけれども、あまりにも言葉なり文章で押しつけ的な要素が出てくるのではなかろうかとちょっと心配事がありましたので、その辺をちょっと気をつけながら計画の推進に当たっていただきたい、こういったことを申し上げておきたいと思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教育長 ただいまご指摘をいただきました、押しつけ的にならないようにという今ご指摘いただいたことについて、十分留意をしながら、取り進めてまいりたいと思っております。特に大空町の教育推進計画については、平成21年から平成27年までの7年間ということですので、そうしたことを踏まえながらですね、1年1年スパイラルにですね、実現に向けて取り組むということであわせてご理解をいただきたいなと存じます。どうもありがとうございました。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 3番目の通告書には高齢者等ということで入れさせていただいたのですが、高齢者に限ったことばかりでなくて、例えば子供さんでしたら、先ほど教育委員会でもありましたけども子供の居場所づくり、放課後子どもプランなんかでいろいろと取り組みがされておりますが、高齢者の場合につきましては、例えば、ある一定の認知の障害が出てきたとか、障害があるとかっていう人のための方策はいろいろあるんですけども、元気なお年寄りの行き場所、例えば、ことぶき大学だとか生きがい教室に積極的に参加している人は、この人たちは全然問題ないのですけれども、中にはそういったことに参加できづらい方も結構おられると思うのです。それから、農村部であればかなりの方が車で街まで来るのですけれども、まあ農村部については、公民館というのを上手に使っている地域も見受けられますので、これについてはいいのですけれども、やっぱり市街地の方たちの意外と行き場所がないというふうに見受けられます。こないだちょっと住民の方からご指摘いただいたのですが、農産物の加工施設、メルヘンカルチャーセンターがありますが、ああいったところで加工したものを何らかの形で販売につなげられないだろうか、そういう場所があればぜひそういうことに取り組んでみたいというような方がおられました。その方たちは7名ないし8名のグループで日ごろからカルチャーセンターを利用されている方なのですが、案外、形的には美幌のば・じ・るに近いような、あそこは完全に民間だけでボランティアの方たちの協力を得ながらやって、まあ休止したというのは存じ上げなかったものですから、今町長の答弁で初めてわかったのですけれども、そういったことで週2日から最終的には週5日までいろんな形で活動の場、よりどころとして利用されてきたという事例もありましたけれども、なかなか大空町内におきましては、独自でそこまでの考えはあるけれども、実行には移せないという実態があるやに見受けられます。今の時期でしたら、いろんな農家の庭先の野菜なんかも提供できるでしょうし、そういった物販ばかりじゃなくて、たまに軽い気持ちで寄ってみようかと、そういった場所があれば、意外と知られることによって人も集まってくるのではなかろうかと、そのように思います。大空町の場合には、割合的には平均元気な高齢者が多いということで、非常に喜ばしいことなのですが、そういった部分、それが1つの生きがいにつながる方もいらっしゃるようですので、以前検討されたという経過もあるようなのですけれども、その商工会の方々なり何らかの形で実現に向けた努力をお願いできないものだろうか、そのように思うのですがいかがでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 高齢者の方々など、家庭にどちらかというとい時間ながいの方々、そういう方々を社会の中に出てきていただいて、いろいろな活動をするということにつきましては、体の健康のこと、また精神的な面、そういうことを考えましても非常に大切なことではないかなと、そのように思います。高齢者の方々などが非常に割合として多くなっている時代でありますので、そういうものについても行政として考えていかなければならないことだと、そのように思っております。本年から社会福祉協議会と連携をいたしまして、見守りネット事業というものをスタートといたしました。これは

従来、東藻琴地区でやっていたふれあい訪問、これを拡充するような形で取り組みを行うということでもあります。これにつきましては、地域にどういった方々がいらっしゃるって、どのような生活をされているかということ把握をしながら、その方々にどのような支援といいましょうか、かかわりが必要なのかということをお手伝いをする発端になる事業というふうに考えてございます。そういったものを活用しながらですね、皆さんどのようなことを望んでおられるのか、単に集まっておしゃべりをしたり情報交換をしたりというような憩いの場的なものが必要とされているのか、また議員がご指摘があったように、さらにもう少し専門的なことで実益も兼ねたようなボランティア、さらには営業といいましょうか、仕事というようなところまでのことを望んでおられるのか、それによっても展開の仕方が変わってくるのかなと、今そのように受け止めてございます。先ほど別な質問で指示待ちと、そういう人種の方々が増えておられると。それは決して子供だけではなくて、私ども大人もそういうところはあるのではないかと。思いはあってもなかなか実行に移せない、そここのところをちょっとした仕掛けで背中を押す、また引っ張り上げるというようなことで行動に移していくということは、大変大切なことだろうと思います。そのことは行政の機関としても十分受け止めて、私ども行政がそのようにならないように努力をしていきたいとそうように思います。そのようなことから、先ほど言いました公共施設での展開ということについてもご指導いただきたいと思ひますし、またそれが不十分だということであれば、先ほど言った空き家ですとか空き店舗、そういったところの活用ということも考えてみたいと、そのように思っておりますので、今後ともご指導いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 大空町内、東藻琴地区については存じ上げない部分があるのですが、女満別地区については、いろんな地区ごとに、日の出クラブだとか、しらかばクラブ、その中での活動も私の母親も参加させていただいて、行くのが楽しみっていうサークルもあります。それでお年寄りの場合は、一人世帯ですとか、先ほども言いましたように核家族化が進んでおりますので、やはり積極的な仕掛けってのが、やっぱり行政でなければならない部分というのがあってはないかと。民間ではなかなかできないですし、1 番自由な時間のとれる年代層でもありますから、そういったことを積極的にこれから取り組み、仕掛けに前向きに取り組んでいただきたいと、そのように申し上げます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ご質問をいただいた中で、先ほど言った公共施設の取り組みがどうかということをもまず検証をしてみたいと思ひますし、さらには空き店舗、空き家そういったものを活用しながら、例えば、街なかにそういう方々が集う場所という形のほうがいいのかということもあわせて検討させていただきたいと思ひます。またその折、いろい

ろご指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 これにて、坂本一光議員の一般質問を終了します。
次に、12番、小島一弘議員の一般質問を許します。

◇小島議員 本会議開会前に、私に光栄にも15年表彰の受賞をさせていただいたわけ
ありますが、ここに立ちまして、果たして私が受賞するにふさわしいかどうか、気恥
ずかしい思いでいっぱいでございます。しかしまあ、町民の皆さんを代表する議員と
してですね、住民の皆さんの声を行政に届ける、そして強大な、大統領制というも
での行政の執行権に対してですね、厳しい監視の目とチェック機能を果たさなきゃい
けないと、そういう意味で改めてですね、初心に返って、今回の質問をさせていただ
きたいと、このように考えてございます。通告に従いまして、私は今回は大きな点で
は1点に絞ってございます。女満別、豊住、東藻琴各小学校の教育用コンピューター
の導入、この1点に絞りまして、一般質問をさせていただきたいというふうに考えて
ございます。しかし、私の癖で、1つに絞っても7項目にわたって大きな項目がござ
いますので、時間を有効に活用しながら質問をさせていただきたいと思います。

その1といたしまして、談合情報によるとされる入札延期の事実経過と背景につい
て伺わせていただきたいと思います。

2といたしまして、3月定例会において可決されました当初予算におきましては、
備品購入費として、教育用パソコン、女満別小学校分1,060万2,000円、豊
住小学校464万1,000円、東藻琴小学校849万3,000円が予算措置をさ
れているわけでありましたが、その考え方について、約2,400万円にもわたるわけ
でありますけれども、基本的な考え方、備品購入費としての予算づけの考え方につ
いて、基本的な考え方等を伺いさせていただきたいと思います。

3といたしまして、通告では、A B C D E F Gという格好でやっておりましたけれ
ども、私の方で順番を変えまして3番といたしましては、政府の緊急経済対策などの
文科省関連予算は、巨額に上るというふうに聞いておりますけれども、約2,400
万円を、数少ない貴重な一般財源から拠出するのはなぜなのか、このことについてお
伺いをさせていただきたいと思います。学校教育用コンピュータ導入更新については、
私の知るところによりますと、この対策は7割補助という手厚い補助があるやに聞い
ております。情報収集その他の面からも、どう対応してこられたのか、お伺いをさせ
ていただきたい、このように思う次第であります。

4番目といたしまして、このことにかかわりまして、庁舎OA委員会の果たす役割、
コンピューター導入についてですね、現場の先生方と教育委員会担当職員との導入検
討委員会というようなものの設置が具体的にされたのか。されたとすれば、きちんと
その内容を精査し、整理をして進めたのか、その点についてお伺いをさせていただきます。

5といたしまして、仕様書の不備が今回の談合問題が起きる以前から、仕様書の不

備が業者によって指摘をされている、私も見させていただいた経緯があるわけですが、不備が数多くあります。過日の厚生文教常任委員会におきましても、指摘をさせていただきました。例えば、共通事項に書かれている別紙4、納入機器一覧表がそもそも存在しない、添付もされていない、本来必要なレイアウト図もない。などが見受けられているわけですが、一体どのように仕様書作成のための基礎資料収集及び作成をしたのか。ちょっと疑問点が多く不信感を感じられるところもありますので、そのことについてお伺いをさせていただきます。

6 といまして、地域分割指名はだれがいつ決定したのか伺いたいと思います。また、指名委員会はどう関係されてこられたのか、これもあわせてお伺いします。

7 といまして、今後の対策と課題について。今回の事案により、本町の行財政に対する不安と不信感がぬぐえない状態になったら大変危険なことであります。執行側の責任は極めて重大であるというふうに私は思っておりますけれども、具体的な対策と課題を最後に求めたいと思います。

以上、小さな項目が7点にわたりますが、教育長、教育委員長、町長にそれぞれお答えをいただきたいとこのように思います。

1 回目の質問を終えます。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 それでは、小島議員のご質問にお答えをしまいたい、このように思います。まずは、談合情報による入札延期の経過についてご説明を申し上げます。

今年度、先ほどから話がありましたように、3つの小学校の教育用コンピューターの導入ということで、6月の5日、指名業者8社に対して、6月11日に入札を行いますということで通知をしましたところ、6月8日に報道機関から、入札の延期をするのかという問い合わせがありまして、また、6月の9日に、納入業者が既に決まっているとの匿名の電話が役場に入りましたため、信憑性が高い情報と判断をいたしまして、大空町の建設工事等に係る談合等情報の対応及び手続きに関する要領を準用いたしまして、対処することとした次第でございます。要領の中では、入札日までに指名業者に対する事実確認を行わなければならないことになっておりますが、入札の日が6月11日と間近でありまして、それまでに事実確認ができないと判断したため、急遽、談合情報のありました9日の日に、指名をしている業者に対しまして、延期の通知と事実確認のための事情聴取をさせていただきたい旨の通知をあわせて発したところであります。10日から11日にかけて、女満別地区及び東藻琴地区におきまして、指名業者全8社を対象としまして、4人の課長によりまして事情聴取を行いました結果、談合の事実はないと判断をしまして、12日に町長に対して報告を行っているところでございます。この間、皆さんご承知のように、読売新聞、北海道新聞に談合情報の記事が掲載されましたために、16日に議会の厚生文教常任委員会、同じくその日に議員協議会において経過をご報告し、今月18日に、改めて入札を今月30日に実施するという文書を、一部ご指摘のありました不備の文言、数字の修正等あるいは基本的仕様については変えてはご

ざいませんが、それらを含めて配付をいたしたところでございます。

2点目の備品購入費として予算措置したことについて、お答えをしたいと思います。各小学校に導入を予定してますパソコンにつきましては、パソコン本体及びプロジェクター、教育用ソフト、ネットワーク機器及びパソコン教室用ネットワーク敷設を一括して備品購入として入札をしておりますけれども、あくまでも備品が主体でありまして、ネットワーク設備につきましては一体的なものであると、パソコンを設置をしてですね、利用していく上で一体のものであるというそういう認識のもとに備品購入費として、計上した次第でございます。

順番が変わりまして、Fが3番目ということでございます。なぜ2,400万円を緊急対策関連予算がある中で、一般財源から拠出するのかと、このことについて、お答えをしたいと思います。今回、国の補正で大規模な緊急経済対策が打ち出されましたけれども、これは、新たな雇用の創設や地域企業の活性化を目的とした補正予算でありまして、各自治体において4月11日以降に補正を行ったものについて該当するというようになってございまして、今回導入を予定しております各小学校のパソコンにつきましては、年度当初予算に計上されていることから、この緊急経済対策の対象にはなっていない次第でございます。なお、平成20年度に導入をいたしました両中学校の教育用パソコンと、今年度導入を予定しています3つの小学校のパソコンの財源につきましては、小泉内閣が重点計画として位置づけましたe-Japanの構想に基づき交付税措置がなされておりました、その財源を利用して購入をしている、あるいは予定しているところでございます。

4番目、庁舎内のOA委員会の果たす役割と、学校の導入検討委員会等の設置についてでございます。始めに、学校のコンピュータの検討会議についてお答えをいたします。これは任意の組織でございますが、平成19年度に各学校から推薦のありました、それぞれパソコンに造詣の深い先生方によりまして構成をいたしまして、現状や課題、今後の更新の方向性といった内容につきまして、4回、会議を開催してございます。また、平成20年度に導入をいたしました中学校のパソコン更新の入札執行に当たりまして、入札の前に一度、両中学校の担当の先生方と機器の構成、ソフト等の最終打ち合わせを実施してございます。さらに、今年度、3小学校に導入するパソコンの更新に際しまして、平成20年度中に小学校の担当教諭と2回、平成21年度には、入札の前に1回打ち合わせを行いまして、機器構成等について協議をし、それらの意見に基づいて仕様書を作成している次第でございます。

次に、庁舎内のOA委員会の果たす役割ということでございますが、大空町のOAの推進と効率的な運営を図るために、庁内にOAに精通している10名の職員で構成するOA専門委員会が設置されております。その役割としまして、OAの導入、機器更新計画、OAの保守点検、OAの維持管理、OAの庁内ネットワーク、OAによる情報の共有化の5つについて、それぞれ妥当性を検証し、各課等に答申をするという役割をもってございます。OA機器の導入、更新、ソフトの導入修正、保守点検などを計画しようとする課等はですね、あらかじめ庁内のOA専門委員会に諮問をしまして、その検討委員会の答申を受けなければならないことになっております。この専門委員会が、各課が計画しましたOA機器の導入等に関しまして、そ

の必要性や機器構成が適正かどうかを検証し、OAの推進と効率的な運営を図る役割を果たしておるところでございます。教育委員会は、このOA専門委員会の答申に基づきまして、平成21年度当初予算に計上している次第でございます。

では次に、仕様書の不備についてでございますが、議員から厚生文教常任委員会の折にもご指摘を受けましたとおり、仕様書に関わってですね、数字、字句等の不備があったこと、この場を借りて改めてお詫びを申し上げたいと、このように存じます。この仕様書の作成に当たりましては、専門的な教育用ソフトということもありまして、専門業者数社からの見積もりを徴収しまして、その基本仕様に沿って、パソコンの性能、プリンタの能力等について決定をしております。そのようなことでこの点については、お詫びと同時にご理解を賜りたいとこのように思っております。また、関係する業者の方にも、大変ご迷惑をおかけをいたしましたということでお詫びを申し上げたいとこのように存じます。

それから、地域分割指名はだれがいつしたのかというご質問でございますが、物品の購入にかかわります業者指名につきましては、指名競争入札参加者基準に基づきまして、共通の基準としまして、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、町内に本店、支店または営業所を有する者の育成に努めなければならないということがございまして、そのような中から、実績に基づき判断するものでございます。また、80万円以上の物品の購入につきましては、経験や実績を有するもので、大空町物品競争入札参加資格申請が提出され、名簿登録をされた業者と、このようにされてございます。今回の入札の指名の選定に当たりましては、大空町物品競争入札参加資格申請が提出され、名簿登録されております業者の中から、ただいま前段で申し上げました基準に基づきまして、教育委員会として指名案を作成し、最終的に町長の決裁をいただいたところでございます。また、地域を分割して指名したことについては、仕様書の中にも導入後1年間の保証期間を記載しておりますし、またシステムやネットワーク、パソコンに障害が生じた場合に、授業に影響が少なくなるような迅速な対応、現場を確認してもらえんというような観点から、昨年度の指名実績に基づきましてですね、設置小学校から物理的に近い業者ということで判断をし、今回取り上げさせていただいたところでございます。

最後に、今後の対応ということですが、今回ですね、仕様書の不備があったというようなことで、行政運営に対する不信感を生じさせたという一面は、本当に深く反省をしなければならないと、このように思っているところでございます。町長のもとに寄せられるメール、あるいはふれあいトーク、あるいは意見箱等ですね、町民からの意見等も今後十分に参考にさせていただきながら、信頼される行政運営を進めてまいりたいとこのように思っているところでございます。今後とも、何とぞよろしくご指導のほどお願いを申し上げます。

◇議 長 ここで、小島議員の一般質問中ですが、昼食のため休憩します。
再開は午後1時からにしたいと思います。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

小島議員の一般質問を続けます。

合田教育委員長。

◇教育委員長 先ほど教育長が答弁いたしました、教育委員会の事務処理に不手際がございましたことに対しまして、お詫びを申し上げます。今後、公正、正確な事務処理に努めるよう、指導してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以下、この後教育長に答弁いたさせます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 なんか順序が逆な感じで、教育長の答弁がすべて行われた後に、教育委員長から陳謝の声がありました。それはともかくとして、まず、1点目からお尋ねをします。

1点目についてはですね、談合情報がもたらされたという点についてであります。説明は、もちろん限られた時間だからこういう答弁だったんだろうと推測をいたしておりますけれども、私が1番言いたいのはですね、電話による匿名情報というものをですね、根拠あるものだと判断をしたという話だったのですが、先ほどちょっと私も聞き漏らしたのだろうと思いますが、あまり明快な答弁でなかったように思います。改めてですね、このことについてですね、もう一度、お聞かせ願いたいと思っております。なぜそういうのかといいますと、例えば、匿名であれば、いたずらであってもその都度対応するというこの問題にもなりますし、根拠が明快でないものも、いわゆる談合情報の取り扱いについては、そうとう程度慎重を要するのではないかというのが、第1点目の私の考えでございます。もう一度お聞かせ願いたいと思っております。

2点目であります。一番大事なことが報告されていないというふうに私個人は思います。厚生文教常任委員会の席上におきましては、実はですね、6月7日付をもって入札を指名された業者の中から、入札の執行の変更並びに、現説の実施を要請する要望書が出ているのですね。その他のくだりを見ると、ちょっと堅い文書ですから、意識しなきゃ難しいのだと思うのですが、一部に業務威力妨害なんという言葉があったりしますから、これはまあ威力業務妨害の間違いだと思うのですが、こんなことで何か問題であるかのように書かれている文書でも、指摘事項ではあるわけでありましてけれども、その中で最後に、6月6日の持参文書は内容不足を追加したもので、意図的なものか否かを疑うもので、かつ、積算必要日の減少を増幅させたため、この時点で執行日延期の既成事実が確定であるという、非常に堅い文書なのですが、要するに先ほど私が要約して言ったようにですね、11日の入札は、積算仕様書の問題点、不備、その他も含めてですね、あるから、延期してくれという申し出があったということの取り扱い、これは町長宛ですよ、ファクスで本人に来ましたけれど、6月7日の日曜日に送っている。その後ですね、6月9日に談合情報がもたらされたというふうに

なっているわけでありますけれども、私は、このことについてなぜ触れていないのか、何か理由があるのか、ということでもう一度答弁をお願いいたしたいと。1点目のことについては、まだ続けてやりますけれども、まずお願いいたします。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 談合情報のことですが、先ほども1回目のご質問のときにご答弁申し上げましたけれども、新聞社からの取材がございましてですね、延期をするのですかというような問い合わせがこちらにありました。それから、今議員もおっしゃられましたように、6月の9日にすでに納入業者が決まっているという匿名の方からの電話が役場にあったというようなことで、それらの間に、そういうことが事実としてあるだろうという推測されるに足るですね、そういう意味での信憑性が高いというふうに判断をいたしましてですね、先ほども申しましたように、大空町の建設工事等に係る談合等情報の対応及び手続きに関する要領を準用して、今回対応をしたということですが、議員が今いたずらでもというようなお言葉で表現をされましたけれども、受け取りました側といたしましては、その内容等からですね、それがいたずらであるというような判断ではなくて、そういう事実があるのかもしれないという判断に立ちまして、匿名の方の電話でありますけれども、要領に沿って対応したということですが。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 7日付で出ております、要望書の関係につきましては、報告を受けてございます。その後、教育委員会の担当職員において、要望を出された方に内容の説明をし、6月11日の入札執行についてご了解をいただいたと、そのように報告を受けております。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 先ほどの教育長の答弁なんですけれども、どうも、信憑性という裏づけがあんまりはっきりわからないのです。ただまあいいでしょう。こんなことをいつまでも行ったり来たり話してもしょうがありません。信用したいとは思いますが、匿名の取り扱いですよ。1つだけ付け加えると。信頼に足りる人で名前はわかっているけれども、匿名を条件に申し出た場合、あるいは、だれだかわからないけれども、内容において、先ほども言ったように、信憑性があるというふうに判断したと、内容が何か聞かされてないのだから、私ども聞かされたって、答弁を受けた立場からいうと、何で信用したのか、全然わかんないですよ。意味が。それが1つ。

それから、まあ答弁なくてもいいです。その程度のことであれば、次に時間もありますから、やってもらいたいと思います。町長の答弁であります。この要望書について、提出されたけれども、教育委員会の職員を通じてお話ししたら納得していただい

たと、こういう話ですよ。私が聞いている話とは若干ニュアンスが違うわけでありますから、お互い又聞きですから、あれでありますけれども、私は、この経過において強調したいのは、こういうことについて、仕様書の不備やその他の問題があるから入札を延期してもらいたい。しかも2,400万円にわたるものですから、現説があったほうがいいんじゃないかという内容の提起についてですね、真摯に受け止める必要があるということを申し上げておきたいと思います。答弁があれば受けたいと思いますが、私としては、今さっき教育長が言いかけた備品購入費としての予算措置について、次に入りたいと思っております。

◇議 長 中村教育長。

◇教育長 前段の匿名のことについては、先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。そういう内容を受けた段階でですね、そのように信憑性があるものと判断をしたということでご理解をいただきたいと思います。それから、業者の件に関してでございますが、不手際のあった書類をですね、担当の者から発せられたということで、すぐそれに気づいてですね、そういう指摘をいただいた後に、担当の者と課長と今この申請書を上げられた業者の方のお家にもお邪魔をしてですね、内容についてのご説明を申し上げまして、ご理解をいただいたというように聞いてございますので、そのようにお答えをさせていただきたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 匿名論議はもう今さらやってもしょうがないので、先ほど申し上げたように備品購入費としての予算措置についての先ほどの答弁について再質をさせていただきます。私の考えは、6月16日の厚生文教常任委員会でも指摘してあります。再説をいたしますと、この備品購入費という名目で予算化されたものの中には、ネットワークとLAN配線工事は備品にあたらないと、私は主張いたしております。ましてやですね、共通事項の16に書かれてある、職員これは学校に対してですけれども、システム導入研修事業を実施すること。これは私の解釈では、当然、プロのスタッフを用意しなければならないということなどが条件となっていると。先ほども言ったように、明らかに備品にあたらないという私の指摘に対して、工事部分は予算全体から見ると少額なので一体化計上したと、担当課長はこう答弁したわけです。今回の答弁は、ソフトと一体的であるから、このように備品購入費として取り扱ったと。これにはそごが生じてる。どちらが正しいのか、はっきりさせていただきたい。まずその点について。

◇議 長 中村教育長。

◇教育長 備品の購入費として計上したということにかかわっての重ねてのご質問ですが、先ほどもご答弁申し上げましたように、主たる備品としてパソコン、それ

を今回、教材用として動かしていく上ですね、ソフト、プリンタ、それからそれを動かすための配線というのはあくまでも一体的なものであると、こういう認識のもとで備品として購入をする計画を立てたわけでございますので、改めてご理解を賜りたいとこのように存じます。

以上でございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 このことについても、やはり見解は分かれておりますし、私は自分の指摘は正しいというふうに考えてございます。したがって、入札の仕分けとしてですね、備品購入費と工事費はきちっと分けて、予算化も当然でありますけれども、入札の内容としてですね、提起すべきだと私はこのように思っております。今日、通告の相手方に名前を挙げておりませんので、今後はこの取り扱いについて備品購入費として予算計上されたものが、内容が工事にかかわるものが含まれていることについての見解をですね、監査委員の意見を聞きたいわけでありますが、通告しておりませんので、その後ですね、十分調査されて、何らかの形で報告をいただきたいということを申し上げて次の質問に移りたいと思います。それで何かあれば受けます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私からも予算を編成した本人として申し上げたいと思います。私も職員であった時代、財政係長なども経験をさせていただきました。こういった歳出の予算、どのような科目に組むかということについては、大変頭を悩ませるわけであります。先ほど教育長が答弁をいたしました本来の目的、それが何かと、また色々な要素がある中で、それらを占める予算の本質の額というものも、その判断材料の1つになると私はそのように考えてございます。いろいろな意見、さらには前例なども見ながら最終的に判断をするわけでございます。実務提要などに1つの例として、時計を買ってそれを高所に設置をするというような場合、足場を組んで設置しなければならないと、ですけれどもそれは本来、時計を購入をするというようなことが本来目的であるので、こういった場合については、備品購入費として措置することが適当であるというような事例も書かれてあります。そのようなことから、私はこの今回の一体的な導入について、いろいろなご意見があることはわかりますけれども、決して不適切な予算措置ではないと私はそのように考えてございます。また、監査委員の方の今お話しもありましたけれども、今後、平成20年度におきましてもですね、中学校に予算措置をさせて同じような形式で導入をさせていただいてございます。そういった中で、何かご指摘があれば、今後それは考えてまいりたいとこのように思うところでございます。また、今こういうようなお話をいただきましたけれども、予算編成をして、予算のご審議をいただきました議会におきましては、このことについて、単に予算書だけではなくて、予算の説明資料にも記載をさせていただき、皆さん方にも十分注視をしていただいておりますと、私はそのように思っておりましたので、今後そうい

うようなご意見があればですね、随時伺いをしていきたいなど、そのように思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 見解の相違でありますので、30分という時間の間の中で私も大事な項目をいっぱい抱えております。先ほど言ったことはそのとおりで、私の主張は変えるつもりはありません。したがって、今後については、そのように監査委員の皆さんにご判断を仰ぎたいと思っております。

続きまして、政府の緊急経済対策文科省関連予算がある中で、約2,400万円を数少ない一般財源から云々ということで最初質問させていただきました。そのことについてですね、お答えがあったわけでありますけれども、簡単に言うと、旧年度中においては振りかえが認められたけれども、補正予算でないと、認められないというのが今回の対策の中身だと思うのです。私は何が言いたいのかと言うと、国の補助金とかその他についてですね、最も敏感に幹部をもってですね、対応しなきゃいけないのは、町長及び担当職員の責務だと私はこう思ってるのです。昨年度は振りかえを認めてくれた、しかし、来年度も認めてくれるとは限らない。経済対策が行われるということはわかっていた。概要の中身の精査については別問題ですけれども、なかなか判断がしにくかったこともあろうかと推察しておりますが、しかし、このことについてもですね、やはりもっとアンテナを広げて、しっかりとした仕事をしていただきたいというふうに申し上げておきたいと思えますし、視点を変えて言えば、小学校の建設問題でも申し上げたのですが、統合補助金対応でこういう問題についても対応できないものなのか、そのことについてあわせてお聞かせを願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今回、平成21年度の補正予算、これはかなり早い段階から編成をしなければならないというような話がまいっておりますので、そういう意味では、3月の定例町議会が終わった後すぐ、また4月各課懇談を行ったときにも、そういう情報を十分収集をして対処するようにということで、職員には何度となく話をしてまいりましたし、私自身も新聞、報道そういったものを注意をして見る、聞くようにしてまいりました。しかしながら、今回のこの関係につきましてはですね、正直申し上げて私どもの情報収集がおろそかでこういうようなことになったということではないなど、私はそのように受けております。また昨年場合には、振りかえができたというような今議員のご指摘でありましたけれども、昨年においても、振りかえは不可能でございました。これは、発注業務、昨年の場合一次補正、二次補正というものがございましたけれども、8月に出了た緊急総合対策では、8月の30日以降に発注をしたものが対象になると。さらには、10月に出了ました生活対策においては、10月31日以降に発注したものが対象だと。今回、今補正予算は通りましたけれども、関連法案はまだでございますけれども、国の経済危機対策、これは4月11日以降に予算化を

したものであるということでございます。そういうようなことから、今回、このパソコンにつきましてはですね、たまたまこの時期に導入を予定していた、例えば、平成22年度以降に導入をしようかと思っていた町村などは、補正予算を組んで平成21年度前倒しで実行する場合については、今回のいろいろな経済対策の中で対象になるということでございますけれども、それ以降に、平成21年度はもちろんでありますけれども、平成20年度、平成19年度に整備したところもございます。そういったところは、今回の対象にはなっていないということでございますので、その点については、十分ご理解を賜りたいと、そのように思っているところでございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 先ほど私が言った発言の中で、全部振りかえができたわけではないというのは、そのとおりでありますので、ただまあ情報収集をきちっとするのは、新聞を通じてでっていうことでは町長だめなんでね、やっぱり東京にも何度か上京もされておられるやに聞いておりますし、いろんな中央陳情も含めて機会が多いかと思うのですね、いろんなルート、地元の選出代議士もそうであるでしょうし、いろんな情報ルートを活用して、今後はしっかりやっていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

次に移りたいと思います。仕様書の不備について、先ほどお答えをいただいたわけでありまして、私は、仕様書の不備についてはお認めをいただいたわけですが、それ以上に決定的な問題があるのではないかというふうには私は思っております。例えば、仕様書にうたわれているですね、パソコン本体、マザーボードの中にあるですね、インテルのQ、QというのはクエスチョンのQですが、アルファベットのQですね、それから数字の945チップセット以上、これ教師用のパソコンです。それから生徒用のパソコンは965チップセット、こういう仕様書で位置づけているのです。これは2006年のものでありまして、現在は、今年の10月くらいまでは生産してたかもしれませんが、現在は生産されていないのです。市場にも流通するとすれば、正規販売店以外の流通であるだろうと思います。うがって言えばですね、あらかじめ情報を持った業者がいて、仮定の話ですが、廃盤の可能性のあるものを事前に安く取得すればですね、入札環境にとっては不公正になる可能性、極めて持っているんです。そういうことの判断に立てばですね、これは前も指摘しているのです。田端課長とのやりとりの中で、指摘しているにもかかわらず、さらにそれ以上だからいいという説明をいただいています。なぜもうすでに生産されていないそういうものをですね、仕様書にうたわなきゃいけないのか、これをまず重大な問題ですので、はっきりとお答えを願いたいと思います。細かなことはいっぱいあります。仕様書の不備やセキュリティの考え方、これは後ほど訂正になったようですが、IPアドレスを公表していることとか、あるいはプロジェクターのワイヤレスモノラルスピーカーというものは、現実には存在していない、ワイヤレスなんてのは入っていないんです。この商品はモノラルスピーカーなんですね。例えば、ノートパソコンのディスプレイについても15型を仕様書でうたったんです。ですがこれは旧製品です。今は15.4

型、これは後ほど訂正されているようでありますが、そういう状況であるということですね、先ほど陳謝もいただいておりますが、なおかつですね、新しい30日の入札に関する仕様書についても同様な部分があると、ここが大きな問題です。一番最初に言ったそのチップセットの問題ですよ。なぜ変えないのか。それをもう一度お聞かせください。

◇議 長 田端学校管理課長。

◇学校管理課長 ただいまご指摘いただきましたパソコンのスペックの仕様の関係でございますが、仕様書がこちらの手元でございますけれども、実際、今回のコンピュータの教師用のコンピュータのCPUでございますが、コア2デュオのE2180の2ギガヘルツ以上で、生徒用につきましてはCPUが、セレロンの430の1.80ギガヘルツ以上ということであってございまして、その商品に対する指定ではございませんので、性能がそれ以上であればいいというような仕様になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。あと、仮の話はですね、ちょっとお答えできないのでそこら辺については答弁を控えさせていただきたいと思っております。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 私が求めたチップセットの945についてなぜ言及しないのですか。そこがポイントなんですよ。私も田端課長よりはわかっているなんて言いません。そんなにコンピューターのこと詳しくありません。だから私は友人に聞いてます。東京の友人、札幌の友人、パソコン業界に生きてる人たちです。専門家です。それに私の意見を屈指して資料を送って答えを求めました。かなり詳しい人がいっぱいいるもんですから、1つのルートだけで判断すると私はミスります。素人だから。特定の人の話の言うことを聞いてたら間違いを犯したら困ると思うので、複数の情報をとりました。くしくもこの仕様書全体を貫くものについてはですね、かなり特定されるものの内容になっているという意見が強いわけです。具体的に言うとですね、特定の仕様書の、これは友人からのメールですけども、プッシュする仕様書に丸投げされているかのような印象がある。プロジェクターは、キャノンのLVシリーズだと推定される。ネットワーク補助記憶装置については、アイ・オー・データだと。DVDは、バッファローだと。パソコンは、富士通、このスペックを厳密にやれば富士通としか考えられない。さらにソフトにおいては、スカイメニューを想定されているようだ。リモコン倶楽部もあるようだが、このことについては特約代理店があって、一社に独占されている傾向があると、こういう指摘がありました。お聞かせください。

◇議 長 田端学校管理課長。

◇学校管理課長 チップセットの関係について、ちょっとご説明が不足してたというようなのでご説明を申し上げます。今回出された仕様の中でも、チップセットにつきまし

ては、インテルのQですね、ローマ字のQの945チップセット相当以上ということで、商品のほうは指定していないということでありますので、そこら辺についても、今回のパソコンについては、それ以上の性能があればいいというようなことになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。それと、製品が想定されるのではないかなというようなご指摘がありましたけれども、教育委員会といたしましても、専門的なパソコンの職員がいないものですから、参考見積もりを取った中で仕様書を作成しております。そういう意図は、担当としては全く持っておりませんが、そのようなことがですね、専門家が見てわかるというようなご指摘があるのであれば、今後そういうことのないように勉強しながら努めていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 これもうおそらく平行線でしょう。私はそのように見ております。結果、落札された場合について、たまたま偶然に合ったのかどうかは別としてですね、そういうことが起きた場合については、かなり多くの方々からの疑問を呈されかねないと思っておりますので、慎重に進めていただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

地域分割指名はだれがいつしたのかと、このことについてはですね、いろいろと答弁をいただきましたけれども、私が求めているものとちょっと違うのですね。分割指名をした理由は、物理的に近い業者がいいのだと。システムやネットワーク、パソコンに障害があった場合については近い方がいいと、こういう話でありました。これは女満別中学校の例を引きますと、つい昨日、ちょっとお邪魔をして、駆け足で担当の先生とお話しをさせていただきました。そのときに不具合が導入以降あったのかということについて聞きましたところ、一度ありましたと。それはソフト上の問題であって、メーカーのサポートセンターに問い合わせをして、数度にわたっての電話のやりとりで解決はさせていただきましたということであります。私は何が言いたいのかということですね、コンピュータとネットワーク、ソフト上の問題についてはですね、窓口の地元の業者がすべて完全にサポートすることは不可能なんですね。素人で私もコンピュータちょっとはメールもろくに打てませんけれども、インターネット環境でちょっと勉強させていただいたりはするのですが、そういう点についてはむしろですね、先ほどの入札の問題にもかかわるのですけれども、単体の納入については、地元の対応ができると思うのですが、そういう内容についてもいささか疑問があるということでございます。地域分割指名については、昨年からやっていると、こういう答弁だと思っております。しかしですね、私、昨年気がつかなかったのかと言われたら大変恥じるのでありますけれども、そんなふうにも思ってもおりませんでしたから、常識としては、工区の分割入札というのはあるのだけれども、地域分割っていうのはちょっと不自然だなと、こういうふうに思っております。したがってですね、昨年の入札の際にですね、今回提案しているような、地域分割の東藻琴地域の小学校については、東藻琴の地区業者と、女満別地区については、女満別小学校だとか豊住小学校については、

女満別の地区業者と、このようにやってるというのですが、昨年も全く同様にそのようにやったのですか。もう一度確認します。

◇議 長 中村教育長。

◇教育長 地域分割のことですが、先ほども1回目のときにご答弁申し上げたのですが、町内に本店、支店または、営業所を有する者の育成に努めなければいけないことも含めてですね、前段まずお答えしたいと思います。昨年度についても、今年度と同じように女満別地域、東藻琴地域というように分けてですね、行っております。以上でございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 私が聞き及んでいる情報では、昨年については、女満別中学校、東藻琴中学校、特に女満別中学校についてはですね、東藻琴業者にも指名通知が行われたかどうかはわかりませんが、行われるという決裁文書があるやに聞いております。もし最後までそれを突っ張るのであれば、決裁文書の資料を議長に要求します。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後1時32分

再開 午後1時34分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

小島議員の一般質問を続けます。

中村教育長。

◇教育長 昨年度のですね、物品購入の施行伺いを今手元に持っておりますが、5月の28日に出してありますが、指名競争入札の場合ということで、女満別中学校については女満別地区の業者、4業者に対して出しております。東藻琴地区の業者については入っておりません。以上でございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 そこまで言うのですから、これも申し訳ないけれども、私の権限に及ぶところでありませんので、資料を要求しても私に来ませんから、議長の判断で出していないから口答で今出ています。私は、監査委員にお願いしたいと。私が聞いているのは、名前挙げたらその人がかわいそうだから僕は言わないのです。具体的に、決裁文書にそれが書かれていると言っているのです。あるいは電話で相談を受けた人もいますよ。相談をした人もいますよ。好ましくない、地域分割指名は。だからこのよ

うにしてくださいと言った、そういう経緯もあります。特定したことは言いたくありません。だから私は確証を持っているのです。それこそさっき言った、信じるに足りる人たちだからですよ。これは決着を今つけないのであれば、しかるべくして監査委員にお願いしたいと思います。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時48分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

小島議員の一般質問を続けます。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 ようやっと手元に届いたのですが、この5月28日起案の決裁文書、この前後、私もそういうものを見てるわけではありませんが、これ以降もこの内容について同様な決裁文書はありますか。確認です。まああえて言うそうですね、私が聞いている話を教えていただいた人の名前を挙げるわけにはいきません。将来的に考えても。私は聞いただけですから口答で。だからその疑いがあるから、私は文書を要求したのですよ。その裏づけについては今言いません。私が言いたい主旨は、決裁文書がこういう形になってるというふうに私は想定してませんけれども、その前後で同様な主旨のお伺いが出されたものが後ほど訂正されたり、そういうことがあるのですか、その確認をさせてください。

◇議 長 田端学校管理課長。

◇学校管理課長 これは、物品購入施行伺いにつきましては、同じ仕様の場合については、1つしかつくるものではございませんので、その中で指名競争入札の指名についても同様のこの決裁で行うこととなっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 それでは水かけ論になるからこれ以上は言いません。私が言いたい主旨はですね、地域分割指名の積極的理由がないことを立証したくてやったのですが、結果的に出てきた文書は、私の言っていることを裏づけるものではないということは事実です。この文書自体は。ですから前後の関係からいうと同様な文書があるのであるかどうかということが疑問に私は抱えておりますけれども、やっぱり大空町は1つの行政区なんだからその他の備品購入においても地域分割はあんまりしてないはずだという意見を言ってですね、変更になったというふうに思ってたという人もいるわけですよ。ですからもう一人の方は、このことについては当然、いずればれることですから資料

が請求されたら出さざるを得ないものと思ってますと言ってる人もいました。まあそれはいいです。だれかということを経済するのはそちらお好きでしょうからお任せします。私は、監査委員にお願いしたいと思ってるというのは先ほどいったとおり変わりません。私が申し上げたいのは、地域分割指名の積極的理由がわからないと言っているのです。主旨は。先ほど申し上げたようにですね、近くにいた業者が不具合が生じたら対応できるといっても、女満別中学校の事例のように、実際は、サポートセンターに問い合わせして、数度の電話連絡で直すということなんです。ネットワークシステムというのは、私も個人的に不具合が生じるときがあった、助けを求めるのはサポートセンターですよ。ですから、私自身もできませんから、指名にあつては業者の人ではみんなできないなんて断言はしませんけれども、専門家に聞いてもですね、実態的には無理でしょうという見解です。まあそういうことなので、もう1つあわせて確認します。このやりとりの中で、田端課長も覚えてますし、担当課係長も覚えてるはずなのですが、どこで地域分割指名を決めたのかということ問い合わせたことがあります。その際は、6月4日をもって業者登録が終了するので、地域分割指名については、私どもではわからないと言われました。そうすると大槻課長はすぐわかると思いますが、私、電話を入れたんです。確か9日過ぎだったと思うのですが、地域分割指名はあなたのところでしたのかと、そういう問いをかけました。大槻課長からの答えはですね、それは町長の指示によって行いましたという答えでありました。こういう文書については、私は知らないときでありますので、そういう主旨の発言があつたので、もし重大な誤りがあれば訂正のための問いかけが来るのかなと思ったら、今日に至るまで来ておりません。このことについても答弁を願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 言葉の意味を少し過大に解釈されているのではないかと思いますけれども、こういった起工伺い、その最終決定者は当然私になりますし、例えば、去年のこの購入施行伺いというものについても、私が決裁をして最終的に完結をしているというものでございます。しかしながら、私が思いますのは、こういったたぐいのものというのは、事務担当者が法令や制度、そういったものに遵守して整理をし、そして、その担当課の考え方をもって決裁をするというのが筋であります。それがきちんと守られていれば、当然、私とすれば決裁をするという立場にあります。そこに私的なものを持ち込むということは一切ございません。逆にですね、その適正な処理がされているものを認めないということも、これは私の私的な権限の逸脱であるというふうに私は考えてございます。そういう意味で課長は、これは最終的にだれが決定をしたのかと言えば、最終決定をしたと、その判子を押して了解をしたと言うのは、私であるということの意味でお答えをしたのだと、そのように思っております。私が特段の何か私的な指示を与えたということではないというふうに受け止めていただきたいと、そのように思います。

◇議 長 12番、小島議員。

◇小島議員 今、町長が答弁をしていただきました。町長の答弁どおりであることを望みたいと思います。私はそれが一番いいことだと思います。ただ私は、自分の言葉のやりとりですから、過大評価と言われます。そう言われると言わざるを得ません。大槻課長とのやりとりは、決裁をしたのは町長ですというのが最初の答えです。決裁をしたのは町長ですから、発注者は町長ですと、こう言いました。最初のくだりでは。実態はどこでどう決めたのか、教育委員会では決めてないという言い方をしている。担当のほうで。それであれば町長部局のほうで決めなきゃいけないから、大槻さんのところで立案したのかいと、備品購入だからという趣旨の問いをしているのです。その問いに対して、それぞれの指名を、今回は地域分割ですから、決めたのは町長ですと。指示をされましたという言葉を使ったから、誤解があるとすればですね、指示という言葉を使った大槻課長にあると思いますよ。もう一度答弁してください。

◇議 長 大槻財政課長。

◇財政課長 私も、小島議員のほうから電話をいただきまして、今回の指名、教育委員会が行ったパソコンについての指名は、指名というか、だれが決裁したのかということで問いを受けましたので、それにつきましては、教育委員会には物品等の発注執行権は持っておりませんので、それにつきましては、80万円を超える物品でもありますし、最終的には町長が決裁権を持っていますよと。ただし、どこの業者を指名するか、その辺につきましては、原課がその要綱等を判断した中で、徹底をしているということで、原課が作成をして、それを決裁として上げていくんですと。そのことを申し上げていると思います。ですから、最終的に決定はあくまでも町長でございますけれど、先ほども町長が申し上げましたように、その決裁におきましては、物品でございますので、原課が登録されている業者の中からどこを指名するかということで判断をして、決裁を上げていくということでお答えをしたつもりでございます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 この件もそうでありますけれども、私が、特定の業者について便宜を図っていると、議員が発言をされたというようなことを、私も伝え聞かされた方がおりました。全く根も葉もないことでありますし、全く心外だなと、大変心を痛めているわけでもございます。今回のことにつきましても、そのとおりでございますけれども、そういったことについては、特に注意をしながら対処していかなければならないと、常にそのように肝に銘じております。そのような疑念がもたれることの無いよう、身の回り、もう一度私も確認をしながらこういう発注については対処していきたいと、そのように思います。

(何事か言う者あり)

◇議 長 これにて、小島一弘議員の一般質問を終了します。
これで、一般質問を終わります。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれにて散会します。ご苦勞様でした。

散会 午後 1時58分

平成 2 1 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成21年6月25日
- ・ 開 会 平成21年6月25日
- ・ 閉 会 平成21年6月26日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	農政課長
副町	長	商工観光課長
総合支所	長	建設課長
会計管理者		建設課参事
総務課	長	住民生活課長
企画課	長	保健福祉課長
財政課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事務局長
住民課	長	産業振興課長
福祉課	長	建設水道課長
教育	長	総務課長補佐
社会教育課	長	学校管理課長
農業委員会事務局	長	女満別教育センター所長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、事務局次長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前 10時00分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成21年第2回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

暑い方は上着を脱いでください。職員の方もよろしいです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、17番、厚海六郎議員及び2番、松田信行議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

片山事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、配付しております議事日程表のとおりであります。

以上です。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第49号

◇議 長 日程第2、議案第49号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３ 議案第５０号

◇議 長 日程第３、議案第５０号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

川口企画課長。

◇企画課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第５０号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第５１号

◇議 長 日程第４、議案第５１号 大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

川口企画課長。

◇企画課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号 大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第52号

◇議 長 日程第5、議案第52号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡邊福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第53号

◇議 長 日程第6、議案第53号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
渡邊福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第53号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第53号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第54号

◇議 長 日程第7、議案第54号 大空町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
渡邊福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第５４号 大空町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号 大空町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第５５号

◇議 長 日程第８、議案第５５号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡邊福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第５５号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第５６号

◇議 長 日程第９、議案第５６号 大空町敬老褒賞条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡邊福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第５６号 大空町敬老褒賞条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第５６号 大空町敬老褒賞条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第５７号

◇議 長 日程第１０、議案第５７号 平成２１年度大空町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 議案第５７号の説明が終わりましたが、ここで１０分間休憩します。

休憩 午前１０時５６分

再開 午前１１時０６分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第５７号の議事を続けます。これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第５７号 平成２１年度大空町一般会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号 平成２１年度大空町一般会計補正予算（第３号）は、
原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第５８号

◇議 長 日程第１１、議案第５８号 平成２１年度大空町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡邊福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第５８号 平成２１年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予
算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号 平成２１年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補
正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第５９号

◇議 長 日程第１２、議案第５９号 平成２１年度大空町国民健康保険直営診療施設
勘定特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

斉藤国民健康保険診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 平成21年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 平成21年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第60号

◇議 長 日程第13、議案第60号 平成21年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成21年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 平成21年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました

◎日程第14 議案第61号

◇議 長 日程第14、議案第61号 平成21年度大空町下水道事業特別会計補正予

算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇高橋建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号 平成21年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 平成21年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第10号

◇議 長 日程第15、発議第10号 地域医療確保と自治体病院充実のための予算の大幅増額等を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第10号 地域医療確保と自治体病院充実のための予算の大幅増額等

を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号 地域医療確保と自治体病院充実のための予算の大幅増額等を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第11号

◇議 長 日程第16、発議第11号 生活保護の母子加算の復活を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第11号 生活保護の母子加算の復活を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号 生活保護の母子加算の復活を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 発議第12号

◇議 長 日程第17、発議第12号 平成22年度国家予算編成における義務教育費無償、義務教育費国庫負担法の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第１２号 平成２２年度国家予算編成における義務教育費無償、義務教育費国庫負担法の堅持と負担率２分の１復元等教育予算の拡充を求める要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第１２号 平成２２年度国家予算編成における義務教育費無償、義務教育費国庫負担法の堅持と負担率２分の１復元等教育予算の拡充を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 発議第１３号

◇議 長 日程第１８、発議第１３号 最低賃金の改善と安定雇用の創出、中小企業対策の強化を求める要望意見書を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
９番、深川昇議員。

◇深川議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。
質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第１３号 最低賃金の改善と安定雇用の創出、中小企業対策の強化を求める要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 最低賃金の改善と安定雇用の創出、中小企業対策の強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議第14号

◇議 長 日程第19、発議第14号 自主的な共済制度の保険業法の適用除外を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

9番、深川昇議員。

◇深川議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第14号 自主的な共済制度の保険業法の適用除外を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第14号 自主的な共済制度の保険業法の適用除外を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで、昼食のため休憩します。

再開は午後1時です。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第20 報告第9号

◇議 長 日程第20、報告第9号 平成20年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

山下町長からお手元に配付しているとおり、平成２０年度繰越明許費繰越計算書の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 これで、平成２０年度繰越明許費繰越計算書の報告については、終わります。

◎日程第２１ 報告第１０号

◇議 長 日程第２１、報告第１０号 平成２０年度財団法人女満別青少年育成事業協会の経営状況についてを議題とします。

山下町長からお手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。
菊地社会教育課長。

◇社会教育課長 （提案理由説明）

◇議 長 これで、平成２０年度財団法人女満別青少年育成事業協会の経営状況については、終わります。

◎日程第２２ 報告第１１号

◇議 長 日程第２２、報告第１１号 平成２０年度財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長からお手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。
松野農政課長。

◇農政課長 （提案理由説明）

◇議 長 これで、平成２０年度財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況については、終わります。

◎日程第２３ 報告第１２号

◇議 長 日程第２３、報告第１２号 平成２０年度大空町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長からお手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。
川口企画課長。

◇企画課長 （提案理由説明）

◇議 長 これで、平成２０年度大空町土地開発公社の経営状況については、終わります。

◎日程第２４ 報告第１３号

◇議 長 日程第２４、報告第１３号 平成２０年度株式会社藻琴山温泉管理公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長からお手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 （提案理由説明）

◇議 長 これで、平成２０年度株式会社藻琴山温泉管理公社の経営状況については、終わります。

◎日程第２５ 報告第１４号

◇議 長 日程第２５、報告第１４号 例月出納検査報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇佐々木代表監査委員 （監査委員報告）

（質疑があれば許す）

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 第２回定例会の閉会にあたりまして一言お礼を申し上げたいと思います。

きょうも１２時過ぎに役場の表の温度計を見ますと、３５度を超える、そういう日になってまいりました。昨日と本日、大変気温が上がった中、定例会の議案審議ということで、精力的にご審議をいただきましたことに、お礼を申し上げたいと思います。天候の回復を願っていたわけでありますけれども、急激な温度の上昇ということをおいいますと、昨年も、一昨年もあまりいい経験がございません。しかしながら、今年は

何とかこういうような状況が少し長く続いて、穏やかな中で盛夏を迎えたいとそのように思っているところでございます。

今回は一般質問、お二人の方からいただきました。学校の教育用パーソナルコンピュータの導入についてなどというようなことについてもお質問、またご意見などをいただいたところであります。今回、この関係につきましては、業者の方々に直接お話しを伺うということをいたしました。今回いろいろあったわけではありますが、行政に対する不信感、またそういったものを抱かれないために、また信頼をしっかりと持っていただくためには、うやむやにすることなく、毅然とした姿勢で対処するということが必要であると、そのように考えて対処をしたつもりでございます。しかし今回、仕様書の不備などもご指摘いただきました。また、業者さらには納入後の利用いただく子供たち、そういう関係者の方にも少なからず迷惑をかけたということで反省をする部分も数多くございます。今後、こういうような事態に陥っても、しっかりとした対処ができるように、こういった発注業務等につきましては、十分余裕のある時間設定の中で作業を進めたいと、そのように思っているところでございますので、今後ともご指導いただきたいとそのように思っております。

また、昨日あたりからマスコミ等の報道を聞いておりますと、衆議院選挙の日程が非常に大きくクローズアップされて取りざたされております。今、政府が打ち出している緊急経済対策、さらには地方対策費、こういったものの動向ということも選挙の状況によっては変わる場合もあるのではないかと、そのようなことも想定をしてございます。きのうもご質問の中にもありましたように、いろいろなところから情報を入れながら、どのような体制になっても、形になっても、地域のためにこういった予算を有効に活用できるように、職員ともども情報をキャッチしながら適時適切に対応してまいりたいとそのように考えておりますので、今後ともご指導を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げ、お礼にかえさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

◇議 長 平成21年第2回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後1時35分